

## 参加表明書及び技術資料収集に係る掲示

次のとおり一般競争入札に付しますので、入札参加希望者は参加表明書及び技術資料を提出されたく公募します。

首都高速道路株式会社  
代表取締役社長 前田 信弘

- 1 掲 示 日           2024 年 4 月 24 日（水）
- 2 契約責任者       首都高速道路株式会社 東京東局長 岡田 知朗
- 3 担 当 課           〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 43 番 5 号  
首都高速道路株式会社 東京東局 総務・経理課  
電話 03-5640-4817（ダイヤルイン）

#### 4 工事概要等

- (1) 工 事 名           (修) 構造物改良工事 2-9
- (2) 工事場所       埼玉県川口市新井宿 他
- (3) 工事概要       落橋防止構造設置工、段差防止構造設置工、変位抑制構造設置工、  
支承補強ブロック設置工、支承部品交換工等
- (4) 工 期           契約締結日の翌日から 810 日間
- (5) そ の 他
- ① 本工事は、参加表明書及び技術資料（以下「参加表明書等」という。）の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案評価方式の対象工事である。
- ② 技術提案の範囲は、次のとおりとする。
- ・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。
- ③ 本工事は、参加表明書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 3 に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第 1）を提出するものとする。
- ④ 本工事は、工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。
- ⑤ 本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日制工事（発注者指定方式）である。
- ⑥ 本工事は、BIM/CIM（Building/ Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とする BIM/CIM 対

象工事である。

⑦ その他については、電子入札留意事項によることとする。

## 5 競争参加資格

(1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。

(2) 首都高速道路株式会社における2023・2024年度の競争参加資格の「道路保全土木工事」に係る認定を受けている単体又は二者で構成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続の開始の決定後、上記の競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(4) 単体又は共同企業体の代表者、及び共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げるすべての工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事ですべての工事の実績を有する必要はない。

### ① 単体又は共同企業体の代表者

(ア) 供用中の自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項により指定された道路）の道路橋における支承取替工事、落橋防止システム設置工事、段差防止構造設置工事のいずれかの工事

(イ) 断面交通量が2万5千台／日以上の上記の道路上において車線規制して行う工事

### ② 共同企業体の代表者以外の構成員

・ 供用中の自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項により指定された道路）の道路橋における支承取替工事、落橋防止システム設置工事、段差防止構造設置工事のいずれかの工事  
なお、上記工事の施工実績は、2009年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。ただし、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

(5) 下記の期間A、期間Bについて、次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに当該工事に配置できること。

なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、2024年11月20日（水）を予定している。

また、工程上一定の区切りと認められる時点（期間A、期間Bが切り替わる時点）において、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める。

期間A：準備期間等、現場が稼働していない期間

契約締結日の翌日から2024年11月20日（水）まで

期間B：目的構造物に係る工事（仮設工を含む）が行われている期間

2024年11月21日（木）から工期末まで

- ① 期間A、期間Bに配置する主任技術者及び監理技術者については、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条の規定による技術検定のうち、1級土木施工管理に関する検定種目に合格した者
  - (イ) 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条及び技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門又は総合技術監理部門(技術部門を「建設」とした者に限る。)に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者
  - (ウ) 上記(ア)又は(イ)と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 監理技術者については、建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 期間Aにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも1名は、2009年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
- ・断面交通量が2万5千台/日以上の上記道路上において車線規制して行う工事
- なお、上記工事の経験は、2009年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。
- ④ 期間Bにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも1名は、2009年度以降に次に掲げるすべての工事の経験を有する者であること。ただし、同一工事ですべての工事の経験を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
- (ア) 供用中の自動車専用道路(道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路)又は高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項により指定された道路)の道路橋における支承受替工事、落橋防止システム設置工事、段差防止構造設置工事のいずれかの工事
  - (イ) 断面交通量が2万5千台/日以上の上記道路上において車線規制して行う工事
- なお、上記工事の経験は、2009年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。
- (6) 設計技術者については、次の(ア)から(ウ)までのいずれか及び(エ)に該当する者であること。
- (ア) 技術士(建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。))又は技術士(総合技術監理部門(選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」としたものに限る。))の資格を有する者
  - (イ) RCCM(専門技術部門を「鋼構造及びコンクリート」としたものに限る。)の資格を有する者
  - (ウ) 上記①又は②と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者
  - (エ) 設計技術者のうち少なくとも1名は、2014年度以降に完工した工事において設計の管理技術者又は照査技術者として、次に掲げる業務の経験を有する者であること。
    - ・自動車専用道路(道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路)、高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第2項により指定された道路)又は国道の道路橋の新設又は上部構造の耐震補強の実施設計※
      - ※実施設計とは次のいずれかの設計業務をいう
        - ・首都高速道路における「実施設計」業務

- ・ 国土交通省等における「詳細設計」業務
  - ・ そのほか発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。
- (9) 共同企業体を構成する場合には、次に掲げる事項をすべて満たしていること。
- ① 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
  - ② 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
  - ③ 共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
  - ④ 共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者とし、その出資比率が構成員中最大であること。
- (10) 参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに当社から、競争参加停止措置準則（平成17年準則22号）に基づく競争参加停止を受けている者又はそれらにより結成された共同企業体でないこと。
- (11) 本工事と同一工種の当社発注工事において、参加表明書の提出期限の日から過去2年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去1年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
- (12) 当社発注工事において、工事成績の平均が2022年度及び2023年度の2年間連続して60点未満である者でないこと。

## 6 参加表明書及び技術資料等の作成及び提出に係る事項

- (1) 「参加表明書及び技術資料作成要領」等の交付
- ① 交付期間：2024年4月24日（水）から2024年5月28日（火）午後4時まで
  - ② 「参加表明書及び技術資料作成要領」等（参加表明書及び技術資料作成要領、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、電子入札留意事項、金額を記載しない設計書、設計図面、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記3の担当課まで申し出ること。
    - ・ 首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）（ <http://www.shutoko.co.jp/business/bid/> ）
  - ③ 交付資料のダウンロード操作手順
 

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

## (2) 技術資料の作成

技術資料の作成に当たっては、「参加表明書及び技術資料作成要領」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「参加表明書及び技術資料作成要領」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書（最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における施工方法として適正であるものとする。

## (3) 参加表明書等の提出方法

① 本競争の入札参加希望者は、次の②の受付期間に参加表明書、特定建設工事共同企業体協定書の写し（共同企業体を結成する場合。以下同じ。）、特定建設工事共同企業体申請書（共同企業体を結成する場合。以下同じ。）及び技術資料（以下、「参加表明書等」という。）を提出し、契約責任者より当該工事に係る参加表明の確認結果通知を受けなければならない。

なお、参加表明書等に関し、契約責任者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

② 参加表明書等は次のとおり受け付ける。

### (ア)電子入札システムによる場合

(a)参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2024年4月25日（木）から2024年5月28日（火）午後4時まで

※共同企業体を結成する場合、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び特定建設工事共同企業体申請書は、技術提案書の提出と合わせて書面により提出すること。

(b)技術資料及び工事費内訳書

〈持参の場合〉

・受付期間：2024年4月25日（木）から2024年5月28日（火）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

・受付場所：上記3に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：2024年4月25日（木）から2024年5月27日（月）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記3に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所：上記3に同じ。

### (イ)紙入札による場合

(a)参加表明書

〈持参の場合〉

・受付期間：上記3)②(ア)(b)〈持参の場合〉のとおり。

・受付場所：上記3に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：上記3)②(ア)(b)〈郵送の場合〉のとおり。

・郵送方法：上記3)②(ア)(b)〈郵送の場合〉のとおり。

・受付場所：上記3に同じ。

(b)技術資料及び工事費内訳書

〈持参の場合〉

- ・受付期間：上記(3)②(ア)(b)〈持参の場合〉のとおり。
- ・受付場所：上記3に同じ。
- 〈郵送の場合〉
- ・受付期間：上記(3)②(ア)(b)〈郵送の場合〉のとおり。
- ・郵送方法：上記(3)②(ア)(b)〈郵送の場合〉のとおり。
- ・受付場所：上記3に同じ。

③ 技術資料は、「参加表明書及び技術資料作成要領」に示すとおり記述すること。

(4) 技術提案書のヒアリング（技術交渉）及び工事費内訳書の作成

- ① 技術資料の内容について、ヒアリングを実施する。ヒアリングは、技術提案の確実性と共にその長所や短所を確認することを目的とする。
- ② ヒアリング結果を反映した最終技術提案書及び最終工事費内訳書を提出する場合は、以下のとおりとする。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。
  - ・2024年6月7日（金）午後4時まで。上記3に示す担当課まで持参又は郵送すること。

7 技術資料の評価に関する事項

技術資料の評価項目及び着目点は次のとおりである。

技術資料の評価項目	着目点
①施工実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記5(4)に掲げる工事の発注者（首都高速道路株式会社、その他）</li> <li>・上記5(4)に掲げる工事の施工形態（単体、共同企業体の代表者、共同企業体の構成員）</li> </ul> <p>※施工実績が同一工事でない場合、5(4)①(ア)の工事を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加者が共同企業体の場合は、代表者の施工実績を評価する。</li> </ul>
②工事表彰実績 (優秀工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社からの表彰を受けた実績</li> </ul>
③工事表彰実績 (安全管理優良工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社からの表彰を受けた実績</li> </ul>
④功労表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社から感謝状を受けた実績</li> </ul>
⑤カーボンニュートラル取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SBT 認定の有無</li> </ul>
⑥技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桁端部の狭隘な作業空間において、工事目的物（段差防止構造、落橋防止構造）の取付け精度を向上させるための工夫</li> <li>・川口 JCT 周りの街路交通規制を伴う荷揚げ作業を安全に行うための工夫</li> <li>・脚高の大きい橋脚における仮設構造物（吊り足場、昇降階段）の安全管理</li> <li>・工程遅延を回避するための工程管理の工夫</li> <li>・工程短縮に寄与する施工能率向上や作業工程の工夫</li> <li>・川口 JCT 周りの街路における一般車両の通行に配慮した工夫</li> </ul>

## 8 落札方式に関する事項

### (1) 落札方式の概要

本工事は、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから競争入札を実施し、総合評価方式により落札者を決定する方式としている。

本落札方式は、技術提案者から積極的な技術提案を受付け、評価することにより、品質と価格に優れた調達を目指す落札方式である。

### (2) 総合評価の方法

落札者の決定方式は、技術資料の内容を上記7に応じて評価した技術評価点（配点 30 点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点 30 点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

価格評価点は、入札価格により次のとおり算定される。

- ・ 入札価格  $\geq$  低入札調査基準価格： $20 + (10 / (100 - \beta)) \times (100 - \alpha)$
- ・ 低入札調査基準価格  $>$  入札価格  $\geq$  特別重点調査基準価格： $(30 / (\beta - 60)) \times (\alpha - 60)$
- ・ 特別重点調査基準価格  $>$  入札価格：0

ここで、 $\alpha = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$

$\beta = (\text{低入札調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$

### (3) 落札者の決定方法

① 技術資料に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、技術資料及び入札価格から上記8(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

② 上記8(2)において、評価値が最高となる者が2者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

### (4) 低入札価格調査等

予定価格を大幅に下回る入札について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（低入札価格調査）又は重点的に調査して判断するための調査（特別重点調査）を行う。低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の契約規則実施細則に規定している。

### (5) 入札不調となった場合の取り扱い

本工事の入札が不調となった場合、「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」に移行する場合がある。

「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」とは、入札不調発生後、8(1)によって得られた評価値が最高の入札者1者（評価値が最高の入札者が2者以上あるときは、工事請負現場説明

書 1 (2)に準ずる。) を当該協議対象者として選定し、価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能な契約方式である。

## 9 入札に係る事項

### (1) 電子入札による場合

- ① 入札書の提出締切日時：2024年7月8日（月）午前9時30分
- ② 開札日時：2024年7月8日（月）午前10時00分
- ③ 日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

### (2) 紙入札による場合

- ① 開札日時及び場所：2024年7月8日（月）午前10時00分（3に掲げる事務の担当部局に持参すること。）
- ② 日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

## 10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要（本件は電子契約を推奨する。）
- (3) 詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」による。
- (4) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。  
電子入札ヘルプデスク 電話 0570-21-777（ダイヤルイン）  
（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。）  
Mail：[sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)
- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 第1回の入札において落札者が決定しない場合で再度入札に移行する場合の取扱い
  - ① 電子入札による場合  
再度入札の日時については、再入札通知書に記載して通知する。
  - ② 紙入札による場合  
再度入札の日時について、入札会場で口頭により知らせる。
- (8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記3に掲げる担当課に照会すること。

以上